

不二速報



発行日 2014年7月17日

第3号 定期大会報告「学校教育法改正」反対声明号

静岡： 内線 2790 E-mail

suu@jade.dti.ne.jp

浜松： 内線 3910 E-mail

suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp

6/19第116回定期大会において

「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正」案に対する反対声明を全会一致で決議しました。

「学校教育法及び国立大学法人の一部改正の法律案」は隷従への道を開く。

静岡大学教職員組合

静岡大学教職員組合は「学校教育法および国立大学の一部改正の法律案」の廃案を強く求めます。この法案は大学自治、研究の自由にかんする重大な改悪を含むものでありながら、2014年4月25日に閣議決定、5月22日に衆議院で審議開始、そして早くも6月10日には衆議院本会議で賛成多数で可決という異常な拙速さでもってその改悪が実施されようとしています。法案の骨子は、大学運営における学長のリーダーシップの確立およびそのためのガバナンス改革、副学長の権限強化、教授会からの権限の剥奪、大学運営への「外部者」参加であり、「社会から求められている教育、研究、社会貢献、国際貢献の機能強化」「大学のリーダーシップの下に各大学の強みを行かし迅速かつ適切な改革を自主的・自律的に推進」「全学的なガバナンス体制についても、学長による中長期ビジョンの提示、執行部体制の強化、戦略的な資源の拡充などの改革」（国立大学協会）の促進がその目的とされています。しかしながら、この法案は座視できない多くの問題を含んでいます。

第一の問題は大学自治の根幹である教授会からその自治権を奪い、学長・大学執行部-経営協議会という中央に権限を委譲させることのもつ中央権力志向性です。改正案では教授会は学長から求められた場合に意見を述べるだけの機関にすぎなくなり（第93条）、教授会は教育・研究体制の基礎である人事権を失い、学生の入学・卒業・課程の修了・学位授与の権限も奪われ、逆に言えば、学生・院生への教育責任をもつことができず、個々の教員の生きる意味でもある研究のあり方にさえ、学長が決定権を持つこととなります。学長は自分に与えられる巨大な権限とそれに伴う責任とを全て自分一人で負う覚悟はあるのでしょうか？ このような改革下で諸権限を奪われた教授会は責任を負うことができない組織となります。そのような無責任組織の上に一人権限と責任とを負う孤独な学長像を改正案は求めています。大学における教授会自治は、教授会に一定の権限を与えるものですが、同時に責任を負わせるものであったはずです。教授会構成員はこの権限と責任とを十分に自覚した上で自発的な研究を行う義務、学生・院生への教育責任を果たしてきました。しかし、今回の改正案により教授会が従来の責任と義務とからなる自治権を奪われることを意味し、教員はこれらの義務と責任を負わなくともよいとの誤ったメッセージを伝えるものです。責任と権限とを奪われ、一人の権力者=経営者の意思がその組織の運営の行うということ、これこそまさに組織の腐敗の源泉です。

第二の問題は、学長選考における選ばれた学長の正当性の問題です。学長選考についてはこれまでの選考基準に加え「学長選考会議が定める基準」(第12条)が付加されました。この「学長選考会議が定める基準」の中身は当然明らかではなく、各大学の選考会議が定めることになりませんが、この基準の設定およびこれらの基準によって選ばれた学長身分にまったく正当性がありません。政治家は有権者の投票により、民間企業経営者は株主総会における株主の投票により経営者が選出されるのに対し、今回の改正案では、大学執行部が選ぶ外学長選考会議が学長選考の基準を設定し、これによって学長を選考するという円環構造になっており、学長の選考は結局閉ざされた学長選考会議が行うこととなります。つまり、学長選考会議は恣意的に、自らの欲するままの学長選考の基準を作ることができ、これは全くの非民主的な選考方式であり、このような方式で選ばれる学長に学長としての正当性があるはずがありません。

第三は、経営協議会のあり方に関してです。改正案では、現行の経営協議会の委員の2分1以上が「学外」委員となっているのを、改正案では「過半数は学外委員」とすることを求めています(第20条)。組織経営に関して外部の視点を入れるコーポレート・ガバナンスの手法を取り入れたかに見えるこの案はじつは、まやかしです。企業経営に外部取締役を入れることはガバナンス改革の一つの眼目ですが、これは監視対象の組織が「独立している」ことが前提です。本来外部取締役は経営者の専断を抑制・監視することがその役目ですが、今回の案では学長を補佐し、協力して大学運営を進めることがその機能となっています。これでは、外部委員の「外部性」の意味がありません。外部委員はただ学長・執行部の示す、結局は国・文科省の示す運営方針にお墨付きを与えるだけの委員となっています。

以上、学長への権限集中のもたらす組織の腐敗、恣意的な学長選考基準によって選ばれる学長の正当性の問題、経営協議会外部委員の役割がもつ問題を指摘しました。要するに、今回の改正案は、上記した「社会から求められている教育、研究、社会貢献、国際貢献の機能強化」「大学のリーダーシップ」「各大学の強みを行かし迅速かつ適切な改革を自主的・自律的に推進」「全学的なガバナンス体制」「学長による中長期ビジョンの提示」とは真逆な、社会に対しては閉ざされ、政府・文科省に対してはオープンな、民間企業のガバナンスを取り入れると称しながら中央主権的・権威的な組織を作ろうとするものです。このような改正案が大学の自由、独立、創造性を奪う歴史的愚行、蛮行であることは言を俟ちませんが、しかし、これは大学の自治、学問の自由といった問題にとどまりません。真の問題は結局のところ、この法案の「精神」は、国民の主権、自由、独立を破壊し、中央集権的な国家体制への道を開くことにあるのです。かつてハイエクはこのような事態を「隷従への道 *The Road to Serfdom*」と名付けました。個々人が自由、独立、覇気を失い、体制に従属していくことの危険を表した言葉です。今回の法案は最初に大学を、次に国民を隷従させる道程の最初の一步なのです。

以上の理由により、静岡大学教職員組合は法案に対する強力な反対を示すとともに、同法案の即時廃案を求めます。

全大教第26回教職員研究集会(9/12~9/14) *電気通信大学*

☆日程・全体日程 9/12(金)13時開会~14日(日)正午閉会(予定)

- * 全体集会: 9/12 13時~15時
- * A分科会(主にテーマ別): 9/12 15時30分~9/13 11時30分
- * B分科会(主に職種別): 9/13 14時30分~9/14 11時30分
- * C分科会(自由セッション): 9/14 正午~14時
- * 閉会集会: 9/14 11時45分~正午 * 全体交流会: 9/12 18時~19時30分(予定)

全体企画、分科会のテーマなどは決まり次第お知らせします。

